微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（１）

１．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
奈良県生駒郡安堵町大字窪田 634 番５並びに 734 番２及び 1139 番１	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成 29 年　4月	2	4	・平成 29 年２月 15 日処理開始
		平成 29 年　5月	1	5	
		平成 29 年　6月	2	7	
		平成 29 年　7月	1	8	・平成 29 年7月 11 日処理完了

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

２．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	平成 29 年２月 27 日	平成 29 年３月 23 日	０．０００００３３	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			０．０００００５８	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	平成 29 年２月 27 日 ～28 日	平成 29 年３月 23 日	０．００００１０	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			０．０１６	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（２）

１．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
滋賀県甲賀市水口町笹が丘１番８	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成２９年　４月	４	７	・平成 29 年１月 25 日処理開始
		平成２９年　５月	１	８	
		平成２９年　６月	４	１２	
		平成２９年　７月	２	１４	・平成 29 年7月１９日処理完了

（注）※１．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

２．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	平成２９年１月３１日	平成２９年２月２３日	0.0000028	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			0.0000090	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	平成 29 年１月 31 日 ～2 月1日	平成２９年２月２３日	0.000061	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			0.018	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（３）

１．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
京都府綾部市上八田町柘榴迫２番１、菜ケ戸１番、荒崩１番１及び戸田18番１	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成２９年　４月	１	１	・平成２９年　３月２８日処理開始
		平成２９年　５月	２	３	
		平成２９年　６月	２	５	
		平成２９年　７月	２	７	
		平成２９年　８月	２	９	
		平成２９年　９月	１	１０	
		平成２９年１０月	１	１１	

（注）※１．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

２．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	平成 29 年６月 22 日	平成 29 年7月１１日	0.0000018	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m^3_N			0.0000081	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m^3	平成 29 年６月 22 日 ～23 日	平成 29 年7月１１日	0.00048	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m^3			0.0099	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（４）

１．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
大阪府堺市北区北長尾町ハ丁２７４番	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成２９年　４月	１	１	・平成２９年　３月２２日処理開始
		平成２９年　５月	１	２	
		平成２９年　６月	０	２	
		平成２９年　７月	１	３	
		平成２９年　８月	１	４	
		平成２９年　９月	１	５	
		平成２９年１０月	０	５	

（注）※１．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

２．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			－	－	0.6 ※5

（注）※２．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※３．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※４．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※５．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（５）

１．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
福井県三方郡美浜町新庄157号上関屋１番、158号三反田６番、14番、24番1、35番、43番及び44番	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成２９年　６月	２	２	・平成29年 5月29日処理開始 ・平成29年 6月28日処理完了

（注）※１．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

２．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			－	－	0.6 ※5

（注）※２．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※３．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※４．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※５．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（６）

１．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
長野県木曽郡南木曽町読書3066番	ＰＣＢ汚染物（微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成２９年　５月	１／３	１／３※2	・平成２９年４月２７日処理開始
		平成２９年　６月	１／３	２／３※2	
		平成２９年　７月	１／３	３／３※2	・平成２９年７月　４日処理完了

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。
※2．洗浄対象機器は１台（３相構造）で、各相（A,B,C）毎に洗浄実施。

２．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気（活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			－	0.01	0.1 ※3
環境大気（敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			－	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（7）

1．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
富山県南砺市祖山字下平694番	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成２９年　７月	０	０	・平成２９年７月　６日処理開始
		平成２９年　８月	１	１	・平成２９年８月２９日処理完了

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。
※2．洗浄対象機器は１台（３相構造）で、各相（A,B,C）毎に洗浄実施。

2．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			－	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準